

洋上風力発電について

2025年12月26日
資源エネルギー庁

- 1. 洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ**
- 2. 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析**
- 3. 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備**
- 4. 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度**

洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ①

＜洋上風力発電の特性＞

- 我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱える中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら、導入拡大を図る必要がある。また、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。
- こうした中で、特に洋上風力発電は以下のような特性を持つ電源であることから、引き続き、地域との共生や国民負担の抑制を図りつつ、導入拡大を進めていく。
 - 我が国は、陸上に設置する再エネ発電設備は適地が限られるという制約を抱える一方、四方を海に囲まれているというポテンシャルの高さを活かすことができ、エネルギー自給率の向上に貢献する。
 - 欧州等では導入拡大とともにコストが低減してきており、現状では黎明期にある我が国でも、今後、案件形成が進めば、サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コスト低減が見込まれる。
 - 事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、発電事業の実施地域を中心とした国内全体への経済波及効果が期待される電源である。

＜黎明期にある現状と事業撤退＞

- 我が国における洋上風力発電は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障の強化や発電コストの低減に資する国内サプライチェーンの整備、人材育成等を含む産業基盤の確立に向けた取組は未だ緒に就いたばかりであって、初期段階における案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い。
- こうした中、今般の第1ラウンド公募事業の撤退は、黎明期にある我が国の洋上風力発電の現状と課題を改めて浮き彫りにしたと考えられ、今後の政策検討に当たっては、事業撤退に至った要因及びその影響に関する分析を踏まえ、得られた教訓を制度の改善に的確に反映させることが重要。

洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ②

<産業基盤の構築等を通じたコストダウンの必要性>

- 国内の洋上風力は未だ黎明期にあることから、今後、大規模化や案件形成、人材育成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すことが求められるものの、投資額が大きく、総事業期間が長くなることによる収入・費用の変動リスクが大きいという大型電源としての特性を持つ中で、足下では国内における洋上風力発電事業についても世界的なインフレ等による影響が生じていることが指摘されている。

※洋上WG合同会議で実施された事業者団体からのヒアリングによれば、公募選定済の一般海域案件の事業者にアンケートを行った結果として、モノパイル案件の平均でみたCAPEXは約90万円/kW、OPEXは1.23万円/kW/年であり、これを基に経済性評価を実施すると、発電コストは22.4円/kWhとなること。

- こうした状況を踏まえ、洋上風力発電については、自立化に向けたコスト低減や産業基盤構築に関する中長期的見通しを明確にしながら、その意義を改めて確認した上で、支援のあり方を検討していく必要がある。

- 我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱える中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。また、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。
- 特に洋上風力発電は、以下の理由から再エネの主力電源化に向けた「切り札」と位置付けられている。
 - 我が国は、陸上に設置する再エネ発電設備は適地が限られるという制約を抱える一方、四方を海に囲まれているというポテンシャルの高さを活かすことができ、国産エネルギー自給率の向上に貢献する。
 - 欧州等では導入拡大とともにコストが低減してきており、現状では黎明期にある我が国でも、今後、案件形成が進めば、サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コスト低減が見込まれる。
 - 事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、発電事業の実施地域を中心とした国内全体への経済波及効果が期待される電源である。
- 他方で、我が国の洋上風力は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかりであるところ、初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い。
- さらに、再生可能エネルギー全般については、再エネ価値を適切に評価する電力需要家が少なく、市場が未成熟であることから、再エネ価値が適切に評価される環境の整備によってその厚みを作っていく必要がある。
- 加えて、洋上風力等の再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保した、次世代の電力ネットワークの構築を推進していくこととしている。

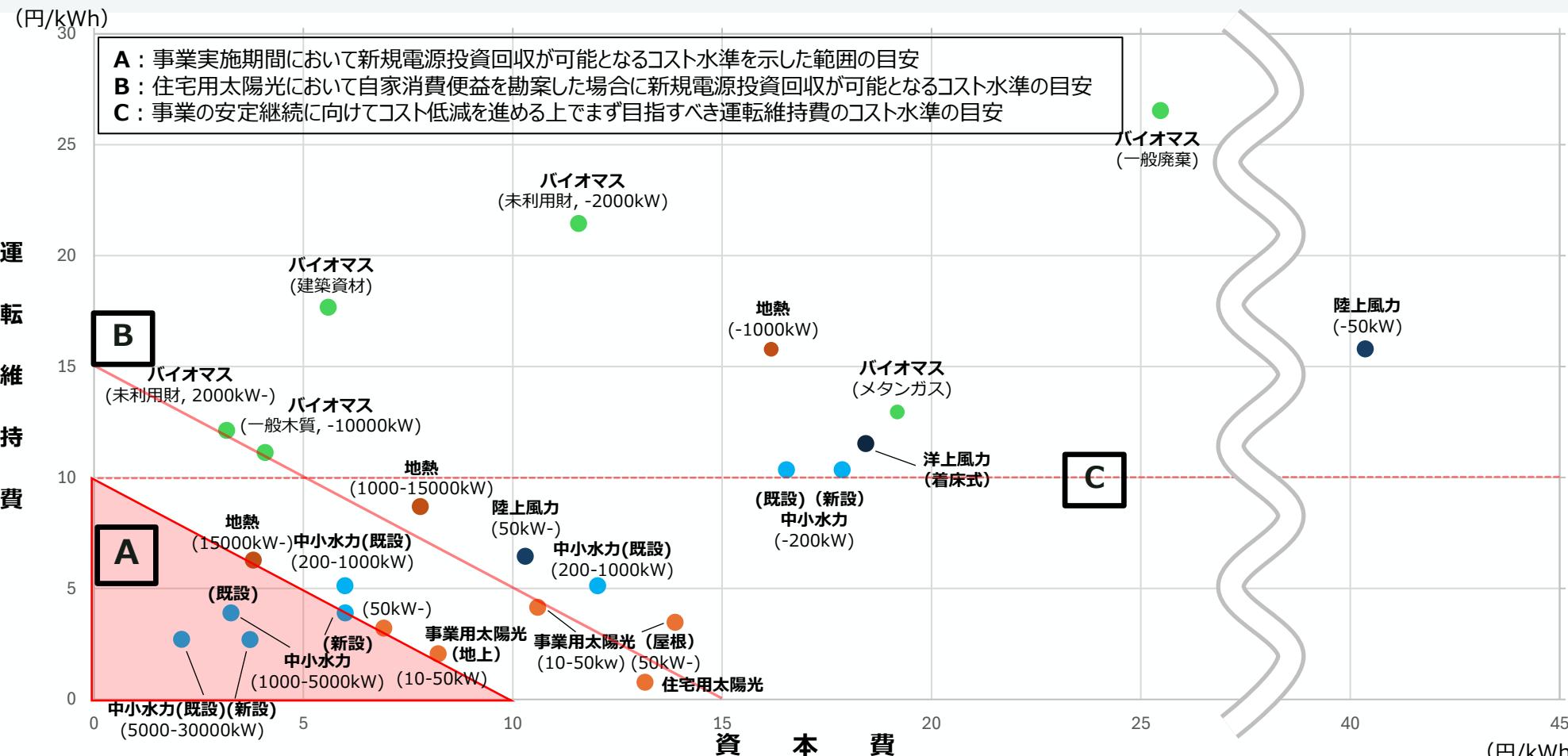
（参考）第1ラウンド3海域の事業中止を受けた今後の対応方針

- その上で、洋上風力の持続可能な基盤の確立とコスト低減を実現していくためには、着実な案件形成が不可欠であるところ、第1ラウンド事業の撤退により黎明期にある我が国の洋上風力の現状が改めて浮き彫りになったと言うことができるのではないか。こうした状況も踏まえれば、前頁の洋上風力に係る位置付けは変わるものではなく、第2ラウンド・第3ラウンドの事業完遂が極めて重要である。仮にこの事業完遂がなされなければ、風車メーカーや風車部品サプライヤーにおいても、投資の予見性が著しく損なわれ、検討中の投資が当面見送り又は白紙となり、将来的にも国内サプライチェーン等の産業基盤が構築できなくなるおそれがある。以上を踏まえた上で、当該ラウンドの選定事業者に対する政策措置のあり方を検討する。
- 今後の公募制度の検討にあたっては、特に、欧米諸国と比べて黎明期にある我が国において、洋上風力事業を確実に完遂させる観点から、現在行っている第1ラウンドの事業撤退に至った要因分析を踏まえつつ、制度として十分でない点を含めて必要な課題を整理し、制度の見直しに繋げていく。

(参考) 再生可能エネルギー電源の発電コスト

第77回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025/11/21) 資料1より抜粋

- FIT/FIP制度における定期報告データの中央値(※)**をもとに計算した、各再エネ電源の発電コスト（資本費・運転維持費）の実績は以下のとおり。



- (※1) Aについては、回避可能費用単価（卸電力取引市場価格）を10円/kWh、環境価値を再エネ価値取引市場における2025年度第1回オークションの約定最安価格0.4円/kWhとし、卸電力取引市場等による売電収入や環境価値その他の再エネ発電事業により得られる収入等を勘案した場合に、事業実施期間において新規電源投資回収が可能となるコスト水準（運転維持費と資本費を足し合わせた発電コストが10.4円/kWh以下）を示した範囲の目安。なお、環境価値が高まった場合、Aの範囲は右上にシフトしていく。なお、燃料費は運転維持費に含まれている。
- (※2) Bについては、Aにおける条件に加え、住宅用太陽光における自家消費便益によって得られる収入も勘案した場合（余剰売電比率は70%）に事業実施期間において新規投資可能となるコスト水準の目安（15円/kWh）。
- (※3) Cについては、回避可能費用単価を10円/kWhとした場合、事業の安定継続に向けてまずは目指すべき運転維持費のコスト水準の目安。
- (※4) 2024年8月までの定期報告において発電事業者から提出のあったコストデータ（実績値）を使用している点に留意。
- (※5) 調達価格等算定委員会における定期報告データの算出方法にない、一部、平均値や直近年度の中央値を採用している電源もある。
- (※6) 割引率及び運転年数については、令和7年2月 総合エネルギー調査会 基本政策分科会 発電コスト検証ワーキンググループにてとりまとめられたデータをもとに算出。
- (※7) 洋上風力（着床式）については、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力発電のデータから算出したものであり、再エネ海域利用法で想定されているよりも小規模な事業が中心となっていることに留意。

(参考) 2025年度調達価格等算定委員会における主な論点（自立化）

第105回 調達価格等算定委員会（2025/10/24）における事務局資料より抜粋

①コストダウンが進展している/見込まれる電源（例：太陽光発電、陸上風力発電）

- 太陽光発電や陸上風力発電については、コストダウンが進展している/見込まれる電源である。既にFIT/FIPによらない案件の形成が進んできている。地域との共生の観点から、関係法令に基づいて適切に事業規律の強化を図りながら、自立化に向けた道筋の検討を加速化させる必要がある。
- 特に、大規模な事業用太陽光については、調達価格/基準価格が卸電力市場価格を下回るなど、着実なコスト低減が実現されてきている中で、大規模な事業用太陽光の入札件数の減少やPPA等を活用しながら卸電力市場価格を大幅に下回る価格での入札も生じている。こうした事業者の入札行動を踏まえつつ、具体的な自立化の道筋の検討をより加速させていく。具体的には、2027年度以降の支援のあり方、価格水準について、どう考えるか。

②電源の特性を踏まえた中長期的なコストダウン策を検討すべき電源（例：中小水力発電・地熱発電）

- 地熱発電・中小水力発電は、太陽光発電等と比べて稼働期間が長いという特徴を有している。この特徴も踏まえ、まずは、FIT/FIP制度の支援期間の終了後も長期安定的な稼働が確保されることが重要。その上で、特に小規模なこれらの電源については、中長期的に「FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況」を目指しながら、緩やかなコストダウンを実現していくべきではないか。
- また、地熱発電は、地熱資源の開発を伴うという電源の性質上、開発リスク/開発コストが高いという特徴を持つことから、官民の役割やリスク分担のあり方、自立化に向けたコスト低減の見通しについて関係審議会等にて議論が行われているところ。これらの見通しについて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

③大規模化や案件形成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すべき電源（例：洋上風力発電）

- 国内の洋上風力は未だ黎明期にあることから、今後、大規模化や案件形成、人材育成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すことが求められるものの、投資額が大きく、総事業期間が長くなることによる収入・費用の変動リスクが大きいという大型電源としての特性を持つ中で、足下では国内における洋上風力発電事業についても世界的なインフレ等による影響が生じていることが指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、洋上風力発電については、自立化に向けたコスト低減や産業基盤構築に関する中長期的見通しを明確にしながら、その意義を改めて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

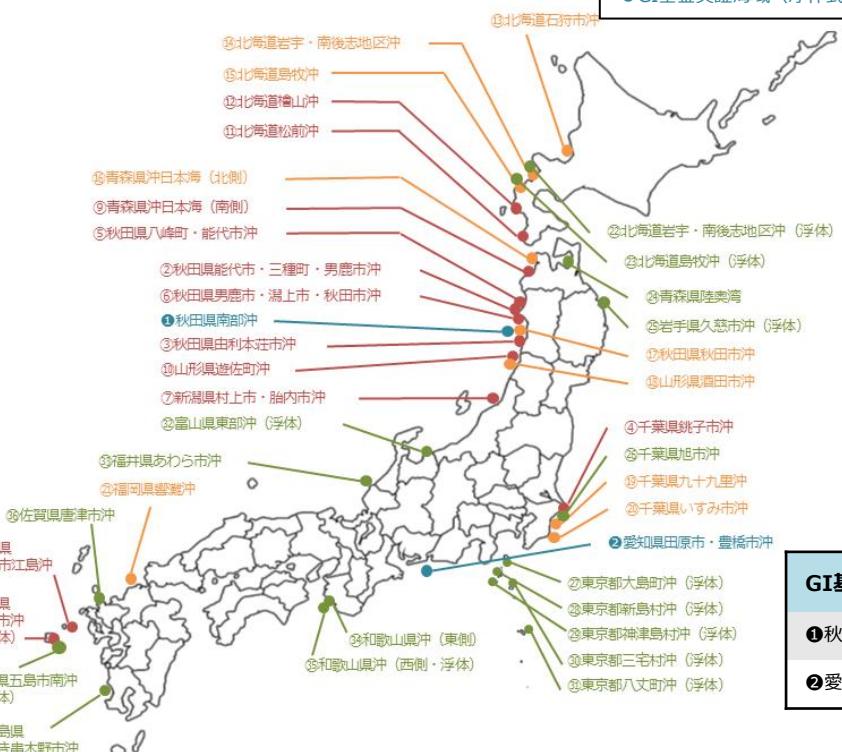
④自立化への課題が大きいコスト構造にある電源（例：バイオマス発電）

- バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあるが、FIT/FIP制度による支援終了後の事業の安定継続に課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源である。
- 電源の特性を踏まえ、自立化に向けたコスト低減を進めていくにあたって重要な燃料供給サプライチェーンの強化・構築の状況を確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

（※）例えば、大規模バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造であり、その燃料費は国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質があり、現在の事業環境下では、新規の案件形成が大きく進むとは考えにくいことから、2024年度調達価格等算定委員会においては、一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とするとの意見がとりまとめられた。

区域名	万kW※1	供給価格※2 (円/kWh)	運開年月	選定事業者構成員
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7	第1ラウンド公募	36 2026.1 戸田建設、ERE、大阪瓦斯、関西電力、INPEX、中部電力
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5	撤退	13.26 2028.12 三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech
	③秋田県由利本荘市沖	73.0		11.99 2030.12 三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech、エンティ ジャパン
	④千葉県銚子市沖	37.0		16.49 2028.9 三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5		3 2029.6 ERE、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン、東北電力
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	第2ラウンド公募 事業者選定済 約180万kW	3 2028.6 JERA、電源開発、伊藤忠商事、東北電力
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4		3 2029.6 三井物産、RWE Offshore Wind Japan 村上胎内、大阪瓦斯
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0		22.18 2029.8 住友商事、東京電力リニューアブルパワー
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5	第3ラウンド公募 事業者選定済 約110万kW	3 2030.6 JERA、グリーンパワーインベストメント、東北電力
	⑩山形県遊佐町沖	45.0		3 2030.6 丸紅、関西電力、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯、丸高
有望区域	⑪北海道松前沖	25~32		
	⑫北海道檜山沖	91~114		
	⑬北海道石狩市沖	91~114		
	⑭北海道岩字・南後志地区沖	56~71		
	⑮北海道島牧沖	44~56		
	⑯青森県沖日本海（北側）	30		
	⑰秋田県秋田市沖	37		
	⑱山形県酒田市沖	50		
	⑲千葉県九十九里沖	40		
	⑳千葉県いすみ市沖	41		
準備区域	㉑福岡県響灘沖	48		
	㉒北海道岩字・南後志地区沖（浮体）		㉓東京都八丈町沖（浮体）	
	㉔北海道島牧沖（浮体）		㉕富山県東部沖（浮体）	
	㉖青森県陸奥湾		㉗福井県あわら市沖	
	㉘岩手県久慈市沖（浮体）		㉙和歌山県沖（東側）	
	㉚千葉県旭市沖		㉛和歌山県沖（西側・浮体）	
	㉜東京都大島町沖（浮体）		㉜佐賀県唐津市沖	
	㉝東京都新島村沖（浮体）		㉞長崎県五島市沖（浮体）	
	㉞東京都神津島村沖（浮体）		㉟鹿児島県いちき串木野市沖	
	㉟東京都三宅村沖（浮体）		㉟鹿児島県いちき串木野市沖	
	㉟東京都三宅村沖（浮体）		㉟鹿児島県いちき串木野市沖	

【凡例】
●促進区域 ●有望区域 ●準備区域
●GI基金実証海域（浮体式洋上風力）



GI基金実証海域

- ①秋田県南部沖
- ㉑愛知県田原市・豊橋市沖

※1 容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電能力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

※2 ①はFIT制度適用のため調達価格。⑤～⑩はFIP制度適用のため基準価格。

1. 洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ
2. 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析
3. 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備
4. 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度

洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析

- 本合同会議では、第1ラウンド3海域（秋田2海域と銚子沖）の事業撤退が公表されて以降、2回（第36回・第37回）にわたり、三菱商事へのヒアリング等を通じて、今般の事業撤退が生じた要因の分析等を行ってきた。
- その目的は、今般の事業撤退により、黎明期にある我が国の洋上風力発電の現状と課題が改めて浮き彫りになったと考えられることを踏まえ、再エネ主力電源化の「切れ札」と位置付けられる洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、現状の制度的な課題を整理し、必要な制度見直しに繋げていくことにある。
- 本日の合同会議では、こうした目的の下、これまでの三菱商事へのヒアリング結果等を踏まえ、今般の事業撤退に至った要因として、(1) 公募当時の評価基準と事業計画、(2) 公募選定後の事業環境の変化等について、現状の分析を整理することしたい。
- また、同様の目的の下、今般の事業撤退による今後のエネルギー政策への影響についても整理を行うことしたい。

● 公募の評価基準と供給価格について

- ・ 第1ラウンドの公募評価結果では、3海域全てにおいて、事業実現性評価点による点差よりも価格点による点差が大きく、事業者選定に際し価格点が大きく作用した。
- ・ その要因は、当時の公募制度が、「価格点 = 120点 × (最も低い供給価格 / 当該事業者の供給価格)」という採点方法を採用することで、価格点に大きな点差が生じ得る評価基準となっていた中で、三菱商事コンソから、他の公募参加者と比較して顕著に安価な供給価格が提案されたことにあった。
- ・ FIT制度を前提とし、価格調整スキームのような物価変動リスクへの対応策が講じられていなかった第1ラウンドの公募では、事業収入は基本的に、公募時の供給価格 (円/kWh) × 発電量 (kWh) に固定されるため、事業採算性におけるコスト増加リスクに対するリスク許容度は、公募時の供給価格によって大きな影響を受けることとなる。
- ・ こうした関係性がある中、まさにコスト増加リスクが発現した今般の経緯も踏まえれば、三菱商事が最大の要因と考える公募選定後の事業環境の変化等だけでなく、公募時の安価な供給価格も今般の事業撤退を招く一因となった側面は否定できない。また、当時の公募制度において、上記の評価基準を採用しながら、低価格入札を回避する方策等が講じられていなかったことも、公募時の上記のような事業者提案を誘引した可能性がある。

● 事業計画の詳細について

- ・ 三菱商事へのヒアリングでは、本合同会議の委員から、公募参加時の事業計画に関し、「事業環境の見通しや予備費の設定が適切であったか」、「事前の地盤調査が不十分だったのではないか」、「工事計画の実現可能性につき検討が不十分な点があったのではないか」等、様々な質問や指摘がなされた。
- ・ 三菱商事からは全ての質問等に対して回答がなされ、公募参加時の事業計画の適切性について説明がなされた。他方で、一部の回答については民間企業による守秘義務の観点から限定的な内容にとどまり、本合同会議において具体的な関連データの開示は行われていないため、公表データ等も用いて定性的な分析を行った。

撤退の要因 (2) 公募選定後の事業環境の変化等

第38回洋上WG合同会議（2025/11/10）
資料2（2025/11/19公開）より抜粋

- これまでの三菱商事へのヒアリング結果等によれば、今般の事業撤退に至った最大の要因は、公募選定後に生じた事業環境の変化等により、事業の採算性を確保することが著しく困難であるとのビジネス判断をせざるを得ない状況に陥ったことにあると考えられる。
- より具体的には、こうした状況に陥った要因は、特に以下の二点にあったと分析される。

① 事業環境の変化等による建設費用の増加

事業のコスト面において、インフレ、為替、金利上昇等の事業環境の変化やサプライチェーンの逼迫等の複合的要因により、公募参加時に見込んでいた金額と比較して、建設費用が2倍以上に增加了。

② コスト増加に対応した収入確保の困難

事業の収入面において、本合同会議で決定又は議論された各種施策（FIP制度への移行、価格調整スキームの導入、事業期間の延長）を前提としても、こうしたコスト増加を賄うだけの収入を確保できる見込みが立たなかつた。

撤退の要因 （2）公募選定後の事業環境の変化等

<①事業環境の変化による建設費用の増加>

● 事業環境の変化（インフレ、為替、金利）

- ・ 公募開始（2020年11月）から三菱商事の撤退公表（2025年8月）までの期間において、物価指
数、USD/JPYやEUR/JPYの為替、金利がそれぞれ上昇した。
- ・ これらは、資材費が建設コストの大部分を占め、主要部品を欧州等からの輸入に依存しており、多額の借
入れも要する洋上風力発電事業において、風車調達費用や洋上・陸上工事費用といった建設コストを大
幅に押し上げる要因となった。

● 風車調達費用の増加

- ・ 三菱商事へのヒアリングによれば、風車調達費用は公募参加時の見込みから2倍以上に増加した。
- ・ この要因として、上述の事業環境の変化のみならず、世界的なサプライチェーンの逼迫、風車メーカーの
風車製造可能枠の逼迫、風車の大型化や技術開発競争による風車メーカーの業績や財務状況の悪
化等が複合的に作用し、結果的に大部分のコストについて公募参加時の見積もりから増加したことが考
えられる。

● 洋上・陸上工事費用の増加

- ・ 三菱商事へのヒアリングによれば、洋上・陸上工事費用は公募参加時の見込みから2倍以上に増加した。
- ・ この要因として、上述の事業環境の変化のみならず、世界的なサプライチェーンの逼迫に伴う特殊施工
船の需給逼迫、事業者選定後の調査により判明した複雑な地盤の状況、陸上工事を担う電気工事
会社の施工リソースの逼迫等が複合的に作用し、結果的に大部分のコストについて公募参加時の見積
もりから増加したことが考えられる。

撤退の要因 （2）公募選定後の事業環境の変化等

<②コスト増加に対応した収入確保の困難>

● FIP制度への移行

- FIT制度からFIP制度へ移行した場合、蓄電池等を活用して市場価格が高い時間帯に売電することや、PPAの契約価格等の契約条件を工夫すること等、事業者の創意工夫により、国民負担中立的な形で再エネ発電事業全体の期待収入を高めることが可能となる。
- その一方で、三菱商事へのヒアリングによれば、仮にFIP制度への移行が認められた場合であっても、大幅なコスト増加を賄うだけの高額な価格水準で長期PPAを締結できるオフティカーを確保することは困難であった。また、こうした高額な価格水準のPPAにおいて、契約価格を物価変動に連動させる条件を付すことも困難であった。

● 価格調整スキームの導入

- 価格調整スキームでは、民間事業者のみでは取り切れない物価変動リスクを制度側で国民負担中立的な形で引き受けるべく、一定の物価変動率が基準価格/調達価格に連動されることとなる。
- その一方で、三菱商事へのヒアリングによれば、仮に価格調整スキームが公募開始時点から適用されたとしても、一定の改善は期待できたものの、大幅なコスト増加を賄うだけの収入改善効果は見込まれなかつた。

● 海域占用期間の予見可能性確保

- 三菱商事へのヒアリングによれば、仮に占用期間の更新により30年の商業運転が可能となった場合であっても、一定の改善は期待できたものの、大幅なコスト増加を賄うだけの収入改善効果は見込まれなかつた。

● 再エネ導入量に与える影響

- ・ 洋上風力は、第7次エネルギー基本計画において、再エネの主力電源化に向けた「切り札」とされており、我が国の経済成長や産業競争力に直結し得る脱炭素電源の確保への寄与が期待されているところ、三菱商事の事業撤退により、170万kWの導入が遅れることとなる。

● 地元関係者に与える影響

- ・ 本件は、すでに生産設備等への投資を開始していた事業者や、三菱商事による共生策に期待していた漁業者等の地元関係者の信頼を大きく裏切るものだった。
- ・ 本件が撤退時の唯一の前例になることから、今後の三菱商事の地元への対応は、他の海域の関係者においても重要なものとなる。

● 洋上風力産業（サプライチェーン等）に与える影響

- ・ 我が国の洋上風力は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかりであるところ、初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い中で、第1ラウンド3海域の撤退はサプライチェーン等にも影響を与えることが懸念される。
- ・ つまり、本件によって洋上風力の事業リスクが過大に捉えられ、サプライヤー等の投資が遅れ、将来的にも洋上風力発電に関連する国内サプライチェーンが整備されないといったリスクに繋がる。

1. 洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ
2. 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析
3. **洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備**
4. 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度

- 今年6月より、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について、本合同会議において御議論いただき、一定要件下における海域占用許可の更新の原則化（下記のV.）について整理された。
- 一方で、第1ラウンド事業の撤退により、黎明期にある我が国の洋上風力の現状や、持続可能な産業基盤の確立とコスト低減を実現する観点から、第2ラウンド・第3ラウンドの事業完遂の重要性が改めて浮き彫りになったところ。
- こうした点を踏まえ、以下の事業環境整備策について進めることとする。
I～IIIについては、本資料の方針で進める。
IV～VIIについては、本合同会議で整理済みのものや他の審議会等の議論を御紹介する。

【事業環境整備策】

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| I. 長期脱炭素電源オークションへの参加 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| II. 価格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| III. 公募占用計画変更に係る柔軟な対応 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| VII. 脱炭素電源に係る投資を促進するための支援 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 過去及び将来の事業者選定プロセスに係る公募の信頼性を確保する観点から、公募時点において事業者に与えられていた、政策措置に係る予見性が担保されることが重要である。その上で、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、以下①～③の点を総合的に勘案し、その可否を判断すべきではないか。その際、透明性のあるプロセスで、丁寧な説明がなされることが重要である。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

- ✓ 当該政策措置が、エネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的等に合致するか、**総合的に国民全体の利益に繋がるか**
- ✓ 当該政策措置が、電源横断的かつ一般的なものである場合、他の電源種を含め、他の再エネ発電事業者との公平性が確保されているか

② 公募における競争の要素に与える影響

- ✓ **供給価格**（国民負担の大きさ）
- ✓ **事業実施能力**（事業実施体制、資金・収支計画、事業スケジュール、発電設備の施工・維持管理・撤去の方法、サプライチェーンの強靭性、事業のリスク分析と対応 等）
- ✓ **地域調整・経済波及効果**（関係行政機関との調整能力、漁業等との協調・共生、国内・県内への経済波及効果）

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- ✓ 選定事業者が、選定当初の計画（発電容量、事業スケジュール等）から一体性を保って事業を継続できるか
- なお、当該政策措置の適用及びそれに伴う計画変更により、他の事業者等に影響が生じるおそれがある場合には、**政策的観点からの配慮措置の要否を検討することも重要**。

I.再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方

- 現行制度上、洋上風力も長期脱炭素電源オークションへの参加が可能であるが、FIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用期間中は、参加が認められていない。
- 他方で、再エネ海域利用法の公募案件（海域の占用許可を取得する上でFIP制度の適用が前提となる）であっても、ゼロプレミアム案件は、FIP制度の適用期間中に長期脱炭素電源オークションへの参加を認めたとしても、バランシングコスト相当分のFIP交付金を除き、固定費の二重回収の問題は生じない。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方によれば、ゼロプレミアム案件の長期脱炭素電源オークションへの参加を認める措置について、以下のとおり評価することができる。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

→当該措置による長期固定収入の確保によって洋上風力発電の電源投資の完遂が促進されることは、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に資するとともに、洋上風力の将来的なコスト低減に不可欠な国内サプライチェーン等の構築の後押しとなる点で、国民全体の利益に繋がる。

また、長期脱炭素電源オークションは、脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対して長期的な収入予見性を確保し、電源投資を促進するものとして、電源横断的に活用されている。

② 公募における競争の要素に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合は、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合、資金収支計画の安定性は改善する。また、最終投資決定が当該オークションの落札後になる場合、事業スケジュールに影響する可能性はあるが、発電容量、施工方法等の事業計画には直接影響しない。

I.再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方

- 前回の合同会議において確認された方針に基づき、前頁の①～③を総合的に勘案すれば、黎明期の洋上風力の事業の完遂の確度を高めるためには、長期脱炭素電源オークションの活用を可能とすることが必要である。
- このため、バランシングコスト相当分のFIP交付金を受領しないことを条件とする、再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件※による長期脱炭素電源オークションへの参加に向けて、関係審議会で議論されることが望ましい。
※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更することを要することとする。また、事業者選定時の公募占用計画における供給価格がゼロプレミアム水準でなかった事業が、事後的に当該変更を行った場合も含むこととする。
- また、今後の洋上風力に係る公募の供給上限価格や最低限満たすべき合理的な設備利用率の水準等を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの要件（上限価格や設備利用率リクワイアメント、募集規模等）が検討されることが望ましい。
- 一方で、次回以降の公募の予見性の観点から、今回の措置は黎明期にある第2・第3ラウンド事業のみに適用することとし、次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しないこととする。

（参考）水素・アンモニア・CCS付火力の上限価格の引上げについて

第102回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2025/4/23）資料4より抜粋

<水素・アンモニア・CCS> 論点① 上限価格・可変費の支援範囲

- 水素・アンモニア、更には第3回入札から対象に追加するCCS付火力は、未だ黎明期のエネルギーであり、費用回収を認める費用の範囲や上限価格について特段の配慮を行わなければ導入が困難な面があることから、投資を促進するため、以下の①②の措置を講じてはどうか。
 - ① 水素・アンモニア・CCS付火力の上限価格は、（前述の）閾値20万円/kW/年に関わらず、（後述の）導入が可能となる水準まで引き上げる。
 - ② 燃料費等の可変費も、固定的な負担部分に限定せず、応札価格に算入可能とする。
- ただし、需要家負担にも配慮し、上記①②の措置は以下の③④を前提としてはどうか。
 - ③ ②の応札価格に算入可能とする水素・アンモニア・CCS付火力の可変費は、（水素・アンモニアの価格差支援制度を参考として）LNG・石炭の燃料代との価格差部分※に限定し、かつ、以下の点を考慮して発電所の設備利用率4割分までとする。※CCS付火力の可変費は、CCSを行うことで追加的に発生する部分。
 - 足下の火力発電所の平均的な設備利用率は、石炭火力が6割弱、LNG火力が4割強（次頁参照）だが、将来CP（炭素税）が一定の金額になれば、石炭火力とLNG火力の可変費（メリットオーダー）が逆転する可能性。
 - 設備利用率5割分の可変費を支援対象とした場合、実際の設備利用率が5割を切れば過剰支援となる。
 - 設備利用率3割分の可変費を支援対象とした場合、燃料の上流案件としての規模が小さくなり、案件形成が困難となるリスク。
 - ④ 水素・アンモニア・CCS付火力の募集上限を設け、第2回入札の既設火力の100万kWの募集上限よりも量を絞る。※具体的な量は後日議論。代わりに、既設火力の募集上限は撤廃。

II. 價格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用に係る考え方

- 昨年の制度見直しにより、次回以降の公募においては資材価格等の変動を基準価格/調達価格に反映する価格調整スキームを適用することとした。事業者選定済みの案件についても、保証金の増額を含む新たな制度を受け入れる場合には、価格調整スキームを適用することとしたが、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとした。
- 他方で、事業者からは、事業者選定済みの案件に価格調整スキームを適用する際、公募開始時点以降の物価変動を全て反映してほしいとの要望が寄せられている。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方によると、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映する措置について、以下のとおり評価することができる。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

→当該措置により基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことは洋上風力発電の電源投資の完遂に繋がるが、第2・第3ラウンドのうち、ゼロプレミアム案件ではなく、当該措置の効果が見込まれる案件は長崎県西海市江島沖（42万kW）のみであり、その効果は限定的である。

→第2・第3ラウンドの事業者は、保証金の増額等の措置の適用を受けることを条件に、価格調整スキームの適用を受けるか否かについて選択できる中で、既に確定した物価変動（インフレ）に対して適用を行うことは、インフレ/デフレいずれの将来の物価変動に対しても中立的かつ機械的に対応することで、官民の適切なリスク分担を行う措置である価格調整スキームの前提との関係で齟齬が生じる。

② 公募における競争の要素に与える影響

→公募開始時点よりも現在の方が物価指数が大きいため、基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことが確定することから、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

→事業者の収益構造を含め、発電容量、事業スケジュール等の事業計画に影響せず、公募占用計画の一体性は損なわれない。

- 上記の点を踏まえると、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映することについては、公募の競争の要素に与える影響が大きいことや価格調整スキームの前提と齟齬が生じる点も考慮し、現時点において適用することは困難である。 22

III. 公募占用計画の変更に係る柔軟な対応

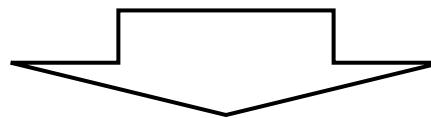
- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、三菱商事コンソが事業の採算性を確保することができなくなった要因として、物価指数、USD/JPYやEUR/JPYの為替、金利がそれぞれ上昇した結果、風車調達費用、洋上工事費用、陸上工事費用の全てが公募参加時の見込みから2倍以上に増加したことが挙げられる。
- 第1ラウンドの撤退が生じた足下においては、持続可能な産業基盤の確立とコスト低減を実現する観点から、第2・第3ラウンドの事業完遂は極めて重要である一方、第1ラウンドの事業と同様、当該事業にもインフレ、為替変動、金利上昇等の影響が生じており、長期脱炭素電源オークションの活用に加え、風車メーカー・サプライヤー間の競争環境の維持による適切な製品の調達等によるコスト低減が重要であるほか、地盤調査等の結果により、設計の見直しや施工方法の変更が必要となる場合もある。
- 他方で、これらの対応を探るためには公募占用計画の変更が必要であるが、第2・第3ラウンドの公募占用指針においては、計画変更の認定に当たって、公共の利益の一層の増進への寄与の見込み又はやむを得ない事情があることが必要であること（再エネ海域利用法第18条第2項第2号）に加え、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することが必要とされている。また、計画変更により迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することとなる。
- この点、昨年の合同会議において、風車メーカー等から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況にある場合には風車メーカー等の変更を認めることや、保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によるものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することと考え方を整理した。
- 今般、上記の整理に加えて、第2・第3ラウンドの事業完遂の重要性を踏まえ、第2・第3ラウンドの事業については事業の継続のためにやむを得ない場合には、長期脱炭素電源オークションの活用や風車メーカー等の変更、これらに伴う資金収支計画の変更やスケジュールの遅れ等により審査及び評価の結果が下がる方向での変更を含め公募占用計画の変更を柔軟に認めることと整理する。ただし、公募の公平性に与える影響の大きさには留意し、計画変更の認定の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。23

事業者・業界団体の要望事項

- 本年6月の第32回・第33回合同会議において、事業者・業界団体より、洋上風力の電源投資を確実に完遂させるため、収入増・コスト減につながる制度面の環境整備に向けて、基地港湾の利用（貸付料、原状回復、EEZを見据えた港湾利用）に係る負担軽減に関する事業環境整備策の要望があったところ。

要因分析で明らかになった課題

- 複数港を一体的に利用することで施工の効率化を図ることが望ましいとの第1ラウンド事業者の見解を踏まえると、基地港湾の柔軟な利用の仕組みは事業環境整備における一つの検討課題と考えられる。



今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、
事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築に向けて検討を進める。

IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料2より抜粋

- 今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みとして、原状回復義務の緩和や基地港湾の情報の見える化を進める。
- 引き続き、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会において、更なる検討を進める。

課題

〈原状回復について〉

- 洋上風力発電の設置や撤去などにより、貸付物件の改良を行った場合、賃貸借契約上の規則により、原状回復が必要である。

海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（抜粋）

（設置期間、撤去期間等終了時の原状回復）

第34条 丙は、設置期間、撤去期間及び緊急工事等期間（以下「設置期間等」という。）の各満了の日までに、独占排他的な使用を終了するものとし、かつ、あらかじめ、甲及び乙の指示に従って原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けておかなければならぬ。ただし、甲及び乙が原状回復を行うことを要しないと認めたときは、この限りでない。

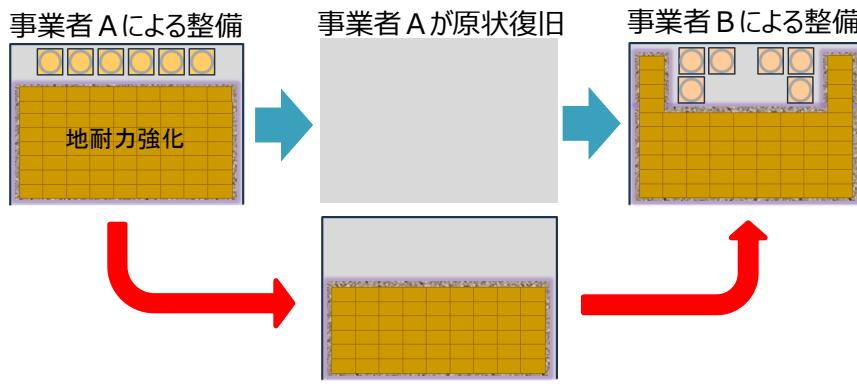
〈基地港湾の情報について〉

- 洋上風力事業のスケジュールの変動等により、基地港湾利用スケジュール等が変動し、後続事業者の港湾利用の不確実性が拡大。

対応案

〈原状回復について〉

- 原状回復を行うことを要しない事例（地耐力強化のための改良工事など）を整理し、原状回復義務の緩和を図る。



〈基地港湾の情報について〉

- 基地港湾の改良工事等の現況、基地港湾の利用スケジュール等の情報共有を行う場を設けるなど港湾利用の確実性を確保する。



V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

- 本合同会議において、海域の占用期間に係る一般海域における占用公募制度の運用指針（以下、運用指針）の改訂案を提示し、改訂の方向性について、概ね了承をいただいたところ。
- 今後、パブリックコメントを経て、運用指針が改訂された場合、この運用指針の下、次回の公募占用指針を策定することとなる。
- 一方、これまでの第1～3ラウンドの公募占用指針における公募占用計画の認定有効期間終了後の扱いについては、策定当時の運用指針に基づき、規定されているところ、今般の運用指針の改訂案を受けて、過去ラウンドの公募占用指針も同様の運用とする。
- その際、選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方によれば、海域占用期間に係る第1～3ラウンドの公募占用指針を運用指針の改訂案に合わせて見直す措置は、以下のとおり評価することができる。
 - ① 政策措置の適用の必要性・合理性**
→既存施設の有効活用の観点からも運用指針が見直され、各海域の運用を統一するという点で合理的であり、事業の予見性を確保する点から必要性も認められる。
 - ② 公募における競争の要素に与える影響**
→この措置を適用したとしても、当初の占用期間については、再エネ海域利用法に基づき最大30年間であることは変わらず、競争の公平性に影響は与えない。
 - ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響**
→一定の要件の下、認定公募占用計画の有効期間終了後における当該促進区域内海域の占用許可の更新を原則認めることとしたものであり、公募占用計画の一体性は損なわれない。
- 以上のことから、運用指針の改訂案を踏まえて、第1～3ラウンドの海域の占用期間に係る公募占用指針について、早期に見直す予定。ただし、公募占用指針の見直しに当たっては、運用指針を改訂した後に、パブリックコメントを実施することとなる。

VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

第74回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年6月3日）資料1より抜粋

- 今後の再エネ導入に当たっては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での導入を想定している。また、既認定FIT電源についても、「将来的には全ての電源についてFIP移行が望ましい」という政策方針の下、FIP移行を促進するための事業環境整備を強力に推進しているところ。
- こうした中で、再エネ発電事業者が長期安定的に事業を実施するためには、再エネ電源が有する再エネ価値が適切に評価されて取引されることが重要となる。
 - ① 現在、成長志向型カーボンプライシングの制度整備を段階的に発展させているところであり、2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化することとしている。カーボンプライシングは、相対的に再エネ電源のコスト競争力を高める効果があると評価できる。
 - ② 非化石価値取引市場については、約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの多くの入れで、売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限値に張り付いている状況。相対契約の交渉に当たっては、こうした約定価格が実質的な「価格指標」として参照されているとの指摘もある。再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか。
 - ③ 省エネ法等に基づき、特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者等）に非化石電気使用の目標と実績の定期報告（開示は任意）を求めている。こうした規律について、より実効的な仕組みとするには、どのような施策が必要か。
- また、相対取引（個別のPPA）については、欧州の事例も参考としつつ、大規模な再エネ発電事業の実施に伴うリスクを再エネ発電事業者と需要家の間で適切にシェアすることが可能な契約のあり方の検討（モデル条項の提示などを含む。）を進めていくこととしてはどうか。

VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

第76回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年9月30日）資料1より抜粋

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

総論

<再エネの主力電源化に向けて>

- 再エネの主力電源化に向けては、地域との共生や国民負担の抑制を図りつつ、
 - 再エネの導入拡大、特に非FIT/非FIPでの導入
 - 再エネの電力市場への統合に向けたFIP制度の活用促進（既認定FITのFIP移行を含む）
 - リパワリング等を通じた再エネの長期安定電源化等を進めていく必要がある。
- そのためには、発電事業者によるFIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資を更に進める必要があるところ、こうした投資を促進するうえでは、再エネ価値の本質や関連領域との関係性等も十分に踏まえた形で再エネ価値への需要を喚起していくことが重要である。加えて、再エネ価値が適切に評価され、取引される環境を整備することにも取り組む必要がある。
- 特に、発電事業者が大規模な新規投資・再投資を行うに際しては、需要家等のオフェイカーとの中長期の相対契約（PPA）の重要性がより一層増していくと考えられる。

<非化石価値取引市場に関する課題整理の進め方>

- こうした中、非化石電気の環境価値を取り扱う非化石価値取引市場（非化石証書制度）については、再エネ電気の環境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での新規投資・再投資の促進につながることが期待される。
- しかし、現状の市場・制度については、これまでの入れで約定価格が下限価格（FIT証書：0.4円/kWh、非FIT証書：0.6円/kWh）に張り付くことが多いなど、こうした役割を果たすうえで様々な課題が指摘されている。
- そこで、本小委員会において、①2026年～2030年を見据えた短期的な時間軸、②2030年後を見据えた中長期的な時間軸の両面から、再エネ主力電源化を更に進めていくうえでの非化石価値取引市場（非化石証書制度）の課題について整理することとした。こうした課題も踏まえ、市場・制度のあり方について、関係審議会（制度検討作業部会等）で御議論いただくこととしてはどうか。

VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

第76回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年9月30日）資料1より抜粋

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

① 短期的な検討課題

<再エネ価値取引市場（FIT証書）>

- 足下の取引状況を見ると、約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入れで売入札量が約定量を大幅に上回り、約定加重平均価格は下限価格近辺に張り付いている状況にある。
- こうした取引状況に対しては、需要家が自ら参加可能なFIT証書市場の市場価格は環境価値の価格指標として事実上機能しているといった指摘や、足下は下限価格で安価に調達可能であるうえ、需給が今後逼迫しても上限価格が設定されており、結果として、需要家が中長期のPPAを締結するインセンティブが阻害されているといった指摘がなされている。
- そこで、下限価格（0.4円/kWh）については、こうしたPPAマーケットへの負の影響や、FIT証書が再エネ賦課金に支えられたもので、証書収入はその低減に充てられている点に鑑み、FIT証書市場を通じた需要家の環境価値へのアクセス性にも配慮しながら、価格水準の引上げについて早急に検討されるべきではないか。
- また、上限価格（4.0円/kWh）については、上記の事情に加え、設定当時と異なりFIT証書市場が自主的な調達に基づく市場となっている点も鑑み、その是非を含め早急に再検討されるべきではないか。

<高度化法義務達成市場（非FIT証書・再エネ指定）>

- 足下の取引状況を見ると、約定価格が上限価格となっている回もあるが、これまで多くの入れで売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限価格（0.6円/kWh）に張り付いている状況にある。
- こうした取引状況に対しては、政府が決定する需給バランスによって市場で売れ残りが生じる蓋然性が左右されているといった指摘や、FIP交付金から平均市場価格が控除されている中で、PPAを締結しない（又は締結できない）FIP電源は、市場で売れ残りが生じると控除分の収入確保が困難となるといった指摘がなされている。
- そこで、高度化法義務の達成手段というその基本的な性格を踏まえつつ、市場での証書の売れ残りを可能な限り減らすための方策（需給バランスの更なる引下げ等）について早急に検討されるべきではないか。

VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

第76回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年9月30日）資料1より抜粋

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

②中長期的な検討課題

- 再エネの主力電源化に向けては、非化石価値取引市場（非化石証書制度）について、再エネ電気の環境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での再エネ電源への新規投資・再投資の促進につながることが期待される。
- 現行の市場・制度がこうした期待に応えるためには、2030年後を見据えた中長期的な時間軸において、以下のような検討課題が挙げられるのではないか。また、こうした検討課題については、投資に必要な予見可能性の確保に係る論点も含め、早期に検討が開始されるべきではないか。

投資促進

- ✓ 投資促進効果に応じて証書の価値を差別化するなど、再エネの環境価値へのニーズがFIT制度から自立した新規投資・再投資に繋がっていく市場・制度のあり方が検討されるべきではないか。
- ✓ FIT証書については、FIT制度に基づき国民負担により買い取られた環境価値の再販であるという性格も踏まえ、その取扱いが検討されるべきではないか。

価値の顕在化

- ✓ 需要家の環境価値へのニーズの実態やその目的意識等を踏まえた制度設計が必要ではないか。
- ✓ 需要家の環境価値へのニーズを高めるための取組を進める必要があるのではないか。
- ✓ 需要家が参加できない非FIT証書（再エネ指定）の市場取引についても、需要家の環境価値へのニーズがその市況に反映されるよう、制度設計が検討されるべきではないか。

他制度等の動向

- ✓ 国内外の事業環境等の変化の動向（GX-ETS、RE100、時間的価値・場所的価値等）も踏まえて議論が行われることが望ましいのではないか。

VII. GX推進機構について

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料2より抜粋

第35回洋上WG合同会議（2025/8/26）
資料1より抜粋（タイトルのみ変更）

- GX推進機構は、GX推進法に基づき、株式会社形態ではない認可法人として、産官学が連携して、設立。
- 2024年7月にGX推進機構が出資・債務保証の金融支援業務を開始して以降、民間企業・金融機関から75件を超える相談が寄せられており、現在、民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- また、GXの内外の政策・ビジネス動向に関する調査業務や、個別業界・企業との関係を含む産官学の連携などGX推進の「ハブ」として機能も担う。

<法人概要>

- ①設立根拠：GX推進法に基づき設立される認可法人
- ②業務開始：2024年7月1日
- ③体制：約40名
(理事長1名・COO(専務理事)1名・理事4名、監事1名、運営委員7名、職員40名程度)
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
- ④業務：
設立当初 金融支援業務（債務保証、出資）
26年～ CP関連業務を追加
28年～ 化石燃料賦課金の徴収
33年～ 有償オークションの実施
+特定事業者負担金の徴収
※GX推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

<債務保証・出資の対象となる類型>

債務保証

【類型1】GX新技術を用いたGXに資する事業

保証割合：80%～95%

【類型2】類型1以外のGXに資する事業

保証割合：50%～80%

【類型3】トランジション・ファイナンスにより資金調達する企業

保証割合：50%～90%

出資

【類型1】債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者

例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件

【類型2】国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するファンド

例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド

【類型3】GX技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業

例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）

- GX推進法第57条第1項に基づき、GX推進機構が金融支援業務（債務保証、出資及び社債の引受け）を実施し支援案件を決定する際に、GX推進機構が従うべき基準として国が定めるもの。
- GX推進機構が実施する金融支援業務は、GX新技術の社会実装を行う際に、技術・完工・需要リスク等があり不確実性が強い場合に、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完することが基本。

支援基準の主な内容

■ 金融支援に当たって機構が従うべき基準

※以下の項目をいずれも満たす案件を支援。

(1) 政府の方針との整合性

- ・ GX推進戦略やクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等の政府方針に整合する活動

(2) GXに資する技術の社会実装又は事業の推進

- ・ 我が国企業が保有する新技術など、GX技術の社会実装又はこれを活用した事業

(3) 民間で取り切れないリスクの補完

- ・ 民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、その補完が必要であること

(4) 支援対象となる事業活動の持続可能性その他の総合判断

- ・ 支援対象の持続可能性のみならず、GX政策への貢献、民間金融への呼び水効果、トランジションファイナンス、ブレンデット・ファイナンス等の新たな金融手法への進展への寄与、良質な雇用をもたらす効果等を総合的に勘案し、金融支援が必要とされること

(5) 適切な経営・推進体制の確保

- ・ 支援事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制の構築及び経営陣のコミットメントがあること

■ 金融支援全般について機構が努めるべき事項

(1) 金融支援の基本的な考え方

- ・ 民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことでGX推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかりと取ることを旨として、金融支援を行うこと 等

(2) 金融支援を推進する体制の確保

- ・ 積極的な案件発掘、外部有識者の意見の聴取、専門人材等の確保 等

(3) 政府全体の政策との連携

- ・ GX政策をはじめとする政府全体の施策との連携

(4) GXの推進に向けた人材の育成

- ・ 民間との積極的な人材交流やGX推進に関する学びの場の提供等

(5) ステークホルダーとの連携

- ・ 多様なステークホルダーとの協働や他の政府機関との連携

(6) 情報開示

- ・ 情報開示を通じた運用の透明性の確保 等

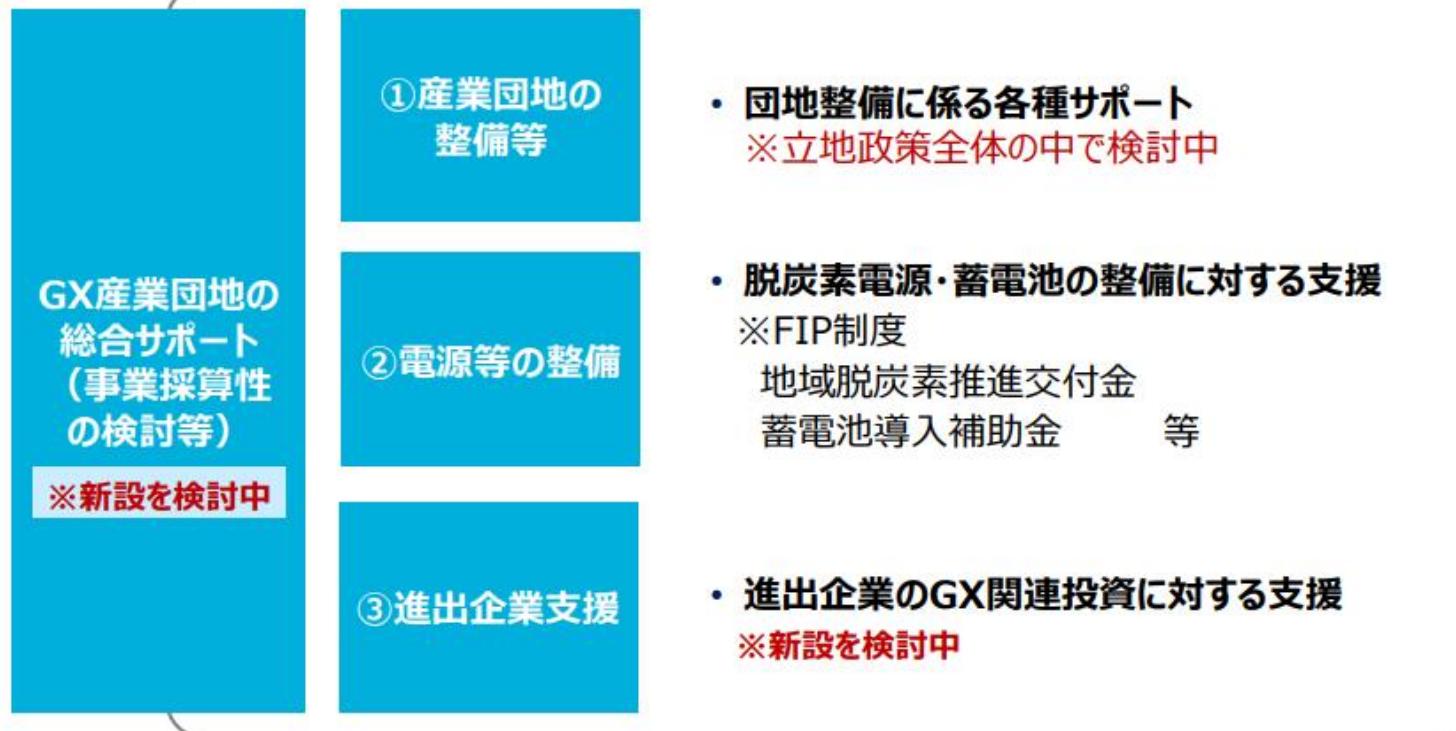
VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

GX産業団地に係る支援パッケージ①(全体像)

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

GX産業団地の造成に取り組もうとする自治体については、一定の基準を満たしていれば、「GX戦略地域」として、その計画全体の総合サポートを行うとともに、既存の制度枠組みも上手く活用しつつ、①産業団地の整備、②電源等の整備、③当該団地への進出企業支援を一体的に提供していくのはどうか。

GX産業団地の整備に向けた一体支援



※ GX移行債による直接的な団地整備補助金の交付は想定していない

※ 既存の制度枠組みの活用に際しては、それぞれの支援要件に基づき支援を行っていく

VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

GX産業団地に係る支援パッケージ②（脱炭素電源地域に立地し、貢献する企業の支援）

GX産業団地への企業立地の誘導を図る観点から、「GX産業団地へ進出し、脱炭素電源を活用しながらGX関連投資を行う事業者」に対しての、投資支援を検討してはどうか。

GX関連投資

脱炭素と競争力の向上の双方に資する新規投資

（投資例）

- 省エネルギー投資
- 先端的な生産設備の導入等



脱炭素電源の活用・地域の裨益

- I GX産業団地への企業立地
- II 脱炭素電源と紐づき（PPA等）
- III 新設電源の活用等、脱炭素電源の供給増に繋がる場合は上乗せ支援

※脱炭素電源の導入にあたっては、地域との共生が大前提

※投資促進策の基本原則を踏まえ、脱炭素電力を活用すること自体のGX価値も考慮しつつ、産業競争力の強化に繋がる事業について、分野横断的に支援を検討

VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

脱炭素電源地域に貢献する企業のGX関連投資支援の方向性（1／2）

- 企業のGX産業団地への立地は望ましいが対象は限定的。一方で、**地域共生基金への出えんや企業版ふるさと納税等を通じて、域外から立地地域に貢献する手段もある。**また、PPA契約の余地も現時点では限られており、**脱炭素電力メニュー等を活用している事業者が多いのも実情。**
- こうした状況を踏まえると、「脱炭素電源立地地域に貢献する事業者のGX関連投資」については、**政策的価値に応じて支援強度を調整しつつも、GX戦略地域に限定せず、全国で後押しする方向で制度を検討してはどうか。**

GX関連投資

脱炭素と競争力の向上の双方に資する新規投資

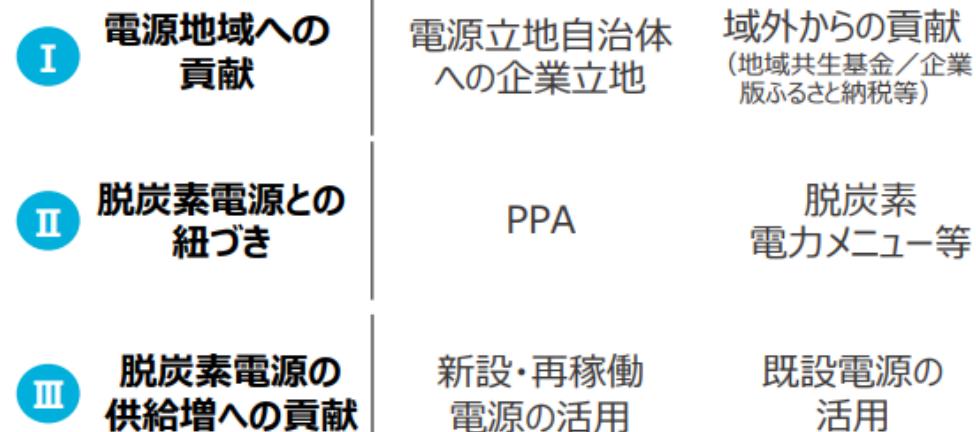
(投資例)

- 省エネルギー投資
- 先端的な生産設備の導入等



脱炭素電源の活用・地域の裨益

貢献程度の濃淡



※脱炭素電源の導入にあたっては、地域との共生が大前提

※投資促進策の基本原則を踏まえ、脱炭素電力を活用すること自体のGX価値も考慮しつつ、産業競争力の強化に繋がる事業について、分野横断的に支援を検討

VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

脱炭素電源地域に貢献する企業のGX関連投資支援の方向性（2／2）

- I. 電源地域との関係性、II. 脱炭素電源との紐づき、III. 脱炭素電源の供給増への貢献度合いを踏まえて支援強度を調整していくはどうか。
- 例えば、地域共生を前提として、新設・再稼働電源をPPAで活用しつつ、当該電源立地自治体に企業立地する場合は、高い強度で支援を実施していくはどうか。

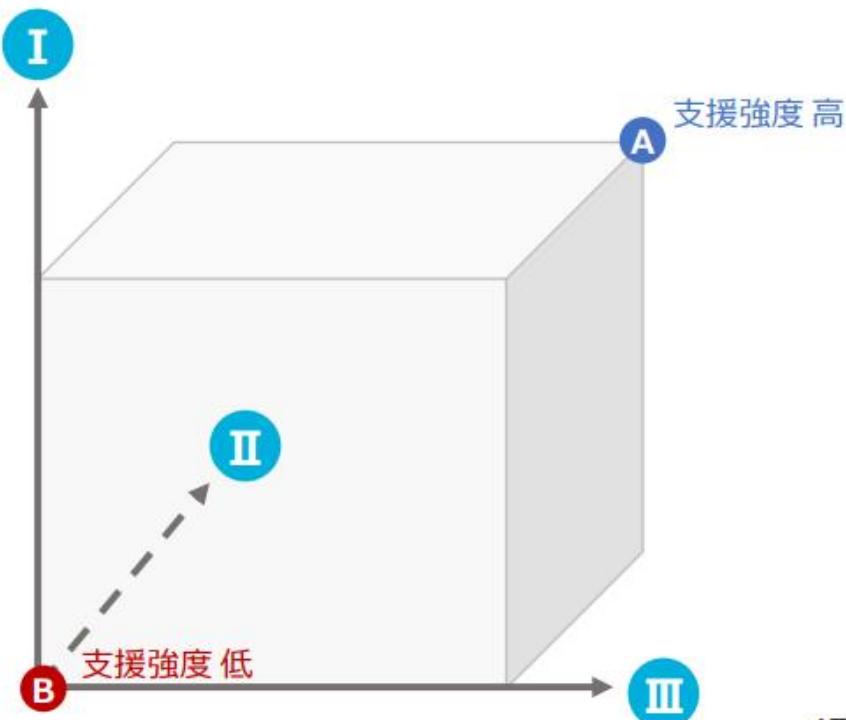
支援強度のイメージ

I～IIIの価値を満たすほど、高い強度で支援していく。

- I 電源地域への貢献
- II 脱炭素電源との紐づき
- III 脱炭素電源の供給増への貢献

（事例）

- A PPAの活用／当該電源地域に企業立地／新設・再稼働電源の活用
- B 脱炭素電力メニューの活用／地域共生基金への出えん等／既設電源の活用



VII. 再エネ設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

要望の概要

- 第7次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。
- 最大限の再エネ導入に寄与するため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税を3年間にわたり、一定割合軽減する措置について、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、見直しを行った上で、適用期間を延長する。

太陽光	洋上風力	適用期間
<p>【ペロ拡充、シリコン廃止】</p> <p>➤ 今後量産化を見込む国産再エネである<u>ペロブスカイト太陽電池</u>に対象を限定し、軽減措置を拡充</p>	<p>【拡充】</p> <p>➤ <u>再エネ海域利用法適用の洋上風力</u>について、<u>軽減措置を拡充</u></p> <p>陸上風力</p> <p>【限定】</p> <p>➤ 陸上風力は、課税標準の軽減率を維持した上で、温対法、農山漁村再エネ法適用の<u>地域共生案件</u>に限定</p>	<p>【長期化】</p> <p>➤ 事業者の予見可能性を確保するため、<u>適用期間</u>を現行の2年間から<u>長期化</u></p>



【ペロブスカイト太陽電池】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】

1. 洋上風力発電の再エネ政策上の位置づけ
2. 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析
3. 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備
4. 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度

- これまで、再エネ海域利用法に基づき、洋上風力事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である事業者を選定するため、第1～3ラウンドの3回にわたり公募を実施しており、それらの制度設計においては、その都度、事業環境等を踏まえて公募制度を見直してきた。
- 例えば、第2ラウンドにおいては、エネルギーミックス等の政策目標を踏まえた迅速性評価の導入、エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりを踏まえた「電力安定供給」の配点の引上げ等の見直しを実施し、第3ラウンドについても概ね同様の公募制度で実施した。
- そのような中で、今般、第1ラウンドの事業撤退が生じたことを受け、本合同会議において要因分析等を実施したところ、第1～3ラウンドの公募実施時には顕在化していなかった洋上風力の事業環境の課題が浮き彫りとなった。
- 上記を踏まえ、黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため、今後の公募制度について、以下の方針で見直すこととする。

- I. 事業実現性評価点の配点の見直し
- II. より精緻な事業実現性の採点
- III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保
- IV. 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計
- V. 落札制限の適用
- VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

- 本合同会議では、第1ラウンド3海域（秋田2海域と銚子沖）の事業撤退が公表されたことを受け、三菱商事へのヒアリング等を通じて、今般の事業撤退が生じた要因の分析等を行った。
- その結果、以下のような洋上風力の事業環境の課題が浮き彫りとなった。その中には、すでに対応が整理済みのものもある。今般、対応が整理されていないものを中心に、公募制度の見直し等により対応することとしたい。

洋上風力の事業環境の課題

インフレ等による資材価格等の変動リスクへの対応が不十分な供給価格の設定

入札前に事業者に提供される促進区域における地盤等のデータ提供の方法

再エネ価値を高く評価する需要家の不足

風車メーカー・サプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさ

海外のサプライチェーンへの依存

事業実現性が相対的に過小評価され得る価格点の設計

撤退時におけるルールの不明確さ

基地港湾の柔軟な利用のあり方

供給価格の決定からファイансクローズに至るまでの期間の長さ

整理済み/対応中

価格調整スキーム
(次回公募より導入)

JOGMECによるサイト調査

再エネ大量導入・次世代電力NW小委での議論

風車メーカー等の変更に係る計画変更の要件の整理

洋上風力のサプライチェーン強靭化に向けた生産設備投資への支援

今般の制度見直し・事業環境整備

IV. 想定供給価格幅の設定

III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

I. 電力安定供給・サプライチェーン形成の配点の引上げ

I. 事業計画の実行面の配点の引上げ
II. より精緻な事業実現性の採点
IV. 想定供給価格幅の設定

VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築（※1）

事業者選定と供給価格の決定を別途行う2段階方式の導入（※2）

※1：資料2に記載した事業環境整備

※2：今後検討する中長期的な課題

I. 事業実現性評価点の配点の見直し

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋・黒字化

- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している。このような状況下で過度な迅速性を追求した場合には、実現性の乏しい事業計画が提出される可能性があることを考慮し、迅速性評価の配点を20点から10点に変更する。
- また、事業完遂の観点から計画の実行面に関する配点を20点から25点に変更とともに、産業基盤の確立等に資するサプライチェーン形成を評価する観点から、電力安定供給の項目の名称を変更し、評価点を20点から25点に変更する。

第2・3R公募

事業実現性評価点 (80点)	事業実施の迅速性	<u>20点</u>
	事業計画の基盤面	20点
	○事業実施体制・実績（6点） ○資金・収支計画（14点）	
	事業計画の実行面	<u>20点</u>
地域調整、波及効果 (40点)	○運転開始までの事業計画（16点） (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画（4点） (維持管理、撤去)	
	電力安定供給	<u>20点</u>
	関係行政機関の長等との調整能力	10点
	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
地域への経済波及効果 (10点)	地域への経済波及効果	10点
	国内への経済波及効果	10点

第4R以降公募

事業実現性評価点 (80点)	事業実施の迅速性	<u>10点</u>
	事業計画の基盤面	20点
	○事業実施体制・実績（6点） ○資金・収支計画（14点）	
	事業計画の実行面	<u>25点</u>
地域調整、波及効果 (40点)	○運転開始までの事業計画（20点） (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画（5点） (維持管理、撤去)	
	電力安定供給・ サプライチェーン形成	<u>25点</u>
	関係行政機関の長等との調整能力	10点
	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
地域への経済波及効果 (10点)	地域への経済波及効果	10点
	国内への経済波及効果	10点

II. より精緻な事業実現性の採点

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋・黒字化

- 現在の評価区分では、「最低限必要なレベル（0%）」から「トップランナー（100%）」までの各評価区分間で配点の25%ごとの差を設けているが、同じ評価区分となつた場合、その中で優れても、同じ得点になつてしまうため、点差がつきづらいという状況がある。
- 第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業実現性が相対的に過小評価され得る点が挙げられたが、今般、事業実現性評価において、より精緻な採点を行うために、評価区分を廃止し、数百に及ぶチェック項目ごとの積上げ式にすることする。
- 具体的には、以下のように事業実現性を採点する。
 - 評価項目ごとに、事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載し、それらが記載されているかをチェックする基礎的な基準と、当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかをチェックする高度な基準を設ける。
 - 各評価項目において、基礎的な基準と高度な基準には1：1の比率で配点を行う。
 - それぞれの評価項目・基準において、得点 = 配点 × $\frac{\text{満たした項目数}}{\text{当該項目・基準の全チェック項目数}}$ とする。
- チェック項目の内容については、作成段階で外部の知見も活用するとともに、外部専門家からなる第三者委員会においても、その妥当性を確認していただくこととする。また、第三者委員会については、インフラ関連ビジネス等に知見のある有識者を加えることや、第三者委員会の審査作業を支える「サポートチーム」を構築することを検討する。

評価項目（配点）	基礎的な基準による評価	高度な基準による評価
事業計画の基盤面（20点）	10点	10点
事業計画の実行面（25点）	12.5点	12.5点
電力安定供給・サプライチェーン形成（25点）	12.5点	12.5点
関係行政機関の長等との調整能力（10点）	5点	5点
周辺航路、漁業等との協調、共生（10点）	5点	5点
地域への経済波及効果（10点）	5点	5点
国内への経済波及効果（10点）	5点	5点

※事業実現性評価のうち、迅速性については別途評価する。（PP.10～12参照）

Ⅱ . より精緻な事業実現性の採点

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋

- 現時点での想定しているチェック項目の例は次のとおり。

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の基盤面 (20点)	事業実施体制（別紙1）★	事業実施体制	風車供給、基礎施工、海底ケーブル等の設計、施工を担う企業が適切に記載されていること 等
		適切な人材配置	実務経験を有する人材が配置されていること、各責任者が明記されていること 等
		SPCの概要、体制等	経営体制や役割分担が適切に記載されていること 等
		リスクの特定	リスクレジスターによる整理がされていること、特に重要度の高いリスクを3つ程度特定し対策を検討していること 等 (※以降、リスクに関する評価を行う別紙には★を付している)
	各企業の役割に応じた実績（別紙2）	風車、基礎構造物、海底ケーブル、陸上送変電等の調達、設計、施工に係る実施・管理業務を担う企業・組織及び供給や施工を担う企業	実績とともに本事業との親和性が記載されていること 等
		風車、洋上BOP、陸上変電所のO&Mに係る管理業務を担う企業・組織	実績とともに本事業との親和性が記載されていること 等
	事業の資金計画・収支計画（別紙3）★	資金計画、収支計画の概要	様式で記載を求める項目について、根拠とともに適切な経費等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること、専門家による適切性が確認されていること 等
		費用項目の妥当性	調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、運用維持費用等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		感度分析とLLCR改善に向けた対策	事業収入減少、CAPEX増加、OPEX増加に対応した感度分析が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		資金調達能力の確認	自己資本や外部資本の調達について、調達の蓋然性が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

II . より精緻な事業実現性の採点

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 (25点)	占用の区域及び配置 計画（別紙4）★	発電設備の配置	発電設備の配置やレイアウトが根拠を持ったコンセプトとともに記載されていること 等
		自然・社会的要因の区域や海底地盤等の考慮	航路、港湾、漁業区域、海底地盤の影響等の制約を考慮し、これらの制約を踏まえた配置を計画していること 等
		風車配置、ケーブルルート、陸揚げ点、自営線等の検討内容と今後の計画	各要素について、どのように配置やレイアウトを確定していくのか等のプロセスが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		予測される発電量の記載と根拠	各種ロス等が適切に考慮され、発電量が根拠とともに適切に計算され、記載されていること 等
	運転開始までのスケ ジュール（別紙5） ★	主要なマイルストーンの記載	全体像として主要なマイルストーン及びクリティカルパスが明示された事業全体の概略工程表が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		海底地盤調査、技術基準の適合性確認、環境アセス、関係者との協議等に 係るスケジュール	各プロセスを達成するために必要なマイルストーンが把握され、適切な作業期間等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		最終投資決定等に関するスケジュール	最終投資決定やファイансクローズ、工事計画届等に関する主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		各コントラクター・サプライヤーの選定・契約に関わるスケジュール	建設業法等の関係法令を遵守した上で、主要なコントラクターとどのように交渉していくのか等の主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	海洋再生可能エネル ギー発電設備の構造 (別紙6) ★	風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の選定の背景	各要素の選定理由が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の仕様や設計	各要素における仕様や設計プロセス、必要な各種解析等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の技術的特徴	各要素における、技術的な特徴（使用される部材や資機材等）が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		調整力の確保や系統混雑の緩和に資する取組	想定される取組について根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

Ⅱ . より精緻な事業実現性の採点

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 (続き)	施工計画（別紙7）★	工事概要、現場組織等	工事の全体像やそれを担う現場組織について記載されていること 等
		主要船舶	風車施工、基礎施工、海底ケーブル敷設等の各工事プロセスで必要となる船舶について、その確保の蓋然性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		施工方法	風車、基礎構造物、海底ケーブル等の具体的な施工方法とその妥当性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		施工段階における安全衛生等に関する事項	工事現場における安全衛生に関する事項が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	工事の工程（別紙8）★	工事工程の作成方法	各工事に要する所要時間等を適切に見積もった上で、工事工程を作成していること 等
		基地港での準備工工程	洋上施工等を行う前に行う基地港での具体的な準備工程が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物、海底ケーブル等の工事工程	各要素における工事の所要時間等を適切に見積もった上で、作業条件や荒天待機などを織り込んだ工事工程が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	運転開始以降のスケジュール（別紙9）★	主要なマイルストーンの記載	全体像として主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		重要なタスクの特定	運転開始後に必要な環境影響評価や漁業影響評価等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	運転及び維持管理計画（別紙10）★	運転及び維持管理の全体方針	O&Mの体制や人員、施設、必要なシステム等が適切に計画・特定され、その必要性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		定期点検等	風車発電機、基礎構造物、海底ケーブル等の定期点検や異常時の点検、対応が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		運転維持管理段階における安全衛生等に関する事項	運転維持管理における安全衛生に関する事項が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		周辺環境保全への配慮	運転開始後の環境影響評価や周辺環境保全に関する管理体制等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

II . より精緻な事業実現性の採点

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料3より抜粋

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 (続き)	海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法（別紙11）★	撤去方法	撤去の具体的な方法やスケジュール等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		撤去費用	撤去費用の算出方法及びその確保方法が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
電力安定供給・サプライチェーン形成（25点）	電力安定供給・サプライチェーン形成（別紙12）★	サプライチェーン形成に関する全体方針	発電事業者として注力する取組内容や故障時の影響最小化方針等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		調達する各部品の調達先候補	各種部品におけるメインとなるサプライヤー及びサブサプライヤーの候補が候補となり得る証憑とともに記載されていること 等
		保管や再調達に関する分析、評価等	具体的な調達リードタイム等が根拠とともに示され、それらを踏まえた適切な予備品に関する計画が記載されていること 等
		メンテナンス人材の適切な確保	人材確保の具体的な方法や人材育成プランが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
関係行政機関の長等との調整能力（10点）	関係行政機関の長等との調整能力（別紙13）	調整を行うための体制等	調整を行う責任者等が具体的に配置され、調整内容が具体的に特定されていること 等
		調整実績	過去の行政機関の長等との調整実績が、記載されていること 等
周辺航路、漁業等との協調、共生（10点）	周辺航路、漁業等との協調、共生（別紙14）	地元関係者の理解獲得に向けた方針	地元関係者との対話方針や体制等が具体的に記載されていること 等
		協議会意見とりまとめ等への対応	協議会意見とりまとめ等に記載されている内容を明確に理解し、それらを踏まえた漁業振興策や地域振興策を計画していること 等
地域への経済波及効果（10点）	地域経済への波及効果（別紙15）	インプット数値の正確性	別紙3や財務三表等に記載されている数値との整合性が説明され、産業連関分析ファイルに適切にデータが入力されていること 等
		地域への影響	地域への投資や、投資を通じた地域課題解決への寄与等について、根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
国内への経済波及効果（10点）	国内経済への波及効果（別紙15）	インプット数値の正確性	別紙3や財務三表等に記載されている数値との整合性が説明され、産業連関分析ファイルに適切にデータが入力されていること 等
		国内への投資	国内企業の新規参入や、国内サプライチェーンへの寄与等について、根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）
資料3より抜粋・黒字化

- 第2・第3ラウンドにおいては、2030年エネルギーミックス等の政策目標に資する計画を評価するため、基地港湾の利用可能期間等を踏まえ、2030年度末を0点、基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を基に想定される最速の運転開始時期（基地港湾の利用開始後2年9ヶ月目）から、更なる事業者の創意工夫（6ヶ月）を考慮した時期を満点（20点）として段階的に評価する迅速性評価を採用。
- 昨年の合同会議において、世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ等により事業環境が変化したことを踏まえ、事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう、港湾の利用期間ではなく、第2ラウンドの全公募参加者の運転開始までの平均期間等を踏まえ、5年6ヶ月を満点（20点）として、開発期間に応じて減点していく段階評価とすることとした。また、階段の幅を長くすればするほど、階段毎の点差を大きくすればするほど、事業者は実現可能性に乏しい事業計画を策定しても多くの点数を得ようとする傾向が高まること等の理由から、階段幅の短い緩やかな階段形状とすることとした。
- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析のとおり、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間をするほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している現時点においては、迅速性よりも事業の完遂をより重視する必要がある。迅速性評価が満点となる運転開始時期を設定した場合、事業者は実現可能性に乏しいスケジュールを組んででも迅速性評価を高めようとする可能性があり、実際に第3ラウンドでは全公募参加者が満点となる運転開始時期を提案した。
- そこで、こうした実現可能性に乏しいスケジュールの提案を防止する観点から、迅速性評価点の満点を20点から10点に引き下げた上で、各公募参加者が提案する建設期間（選定から運転開始までの期間）に応じた相対評価に見直す。
- また、第2・第3ラウンドに引き続き、迅速性の評価に当たっては事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合は配点に対する同合計点の比率を迅速性評価の素点に乘じた値を迅速性評価点とする下記の算定式とする。

$$\text{迅速性評価点} = \frac{\text{満点10点} \times \frac{\text{公募参加者の最短建設期間※}}{\text{提案者の建設期間}} \times \frac{\text{提案者の事業計画の基盤面・実行面の合計点}}{\text{配点45点}}}{\text{素点}}$$

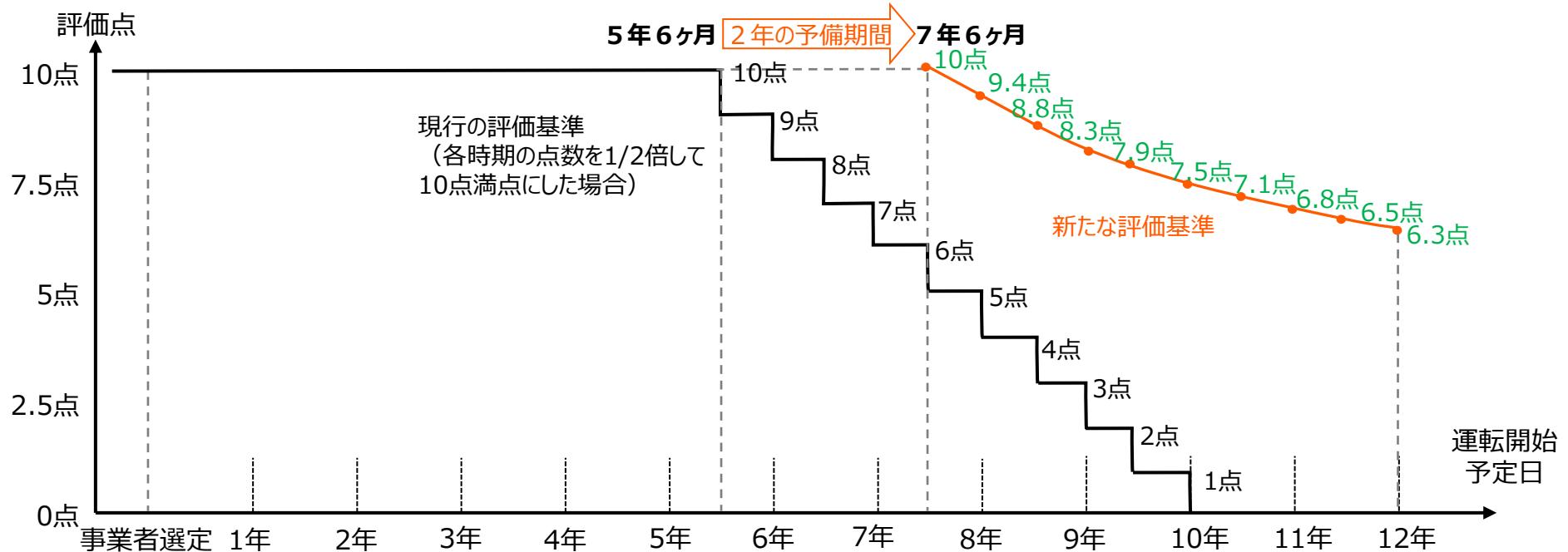
※事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割を超える者の最短建設期間

III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）
資料3より抜粋・黒字化

- また、第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業環境の課題として風車メーカー・サプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさが挙げられたが、第2・第3ラウンドにおいても、年単位の遅延が通常見込まれる風車メーカー等の変更が可能なだけの予備期間を設けたスケジュールにはなっておらず、特に当該変更により迅速性評価が下がる場合、計画変更の認定に当たっては慎重な判断が必要となる。
- そこで、風車メーカー・サプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点から、スケジュールが年単位で遅延する計画変更も可能な柔軟性を確保した計画とするため、通常の工程で想定される運転開始時期に2年間の予備期間を設けることとする。
- 例えば、通常の工程で想定した運転開始時期が現行の評価基準で満点となる5年6ヶ月だった場合、公募占用計画に記載する運転開始時期は2年の予備期間を加えて7年6ヶ月となる。
- ある海域において、最も早い運転開始時期を設定した事業者が上記のように7年6ヶ月の場合、他の事業者の運転開始時期に応じた素点は以下のとおりとなる。

【迅速性評価の素点のイメージ（公募参加者の最短の建設期間が7年6ヶ月の場合）】



IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計（総論）

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）
資料3より抜粋・黒字化

- 第2・第3ラウンドにおいては、以下の式により価格点を算定した。当該算定式は、最低供給価格の提案者と次点の提案者の価格差が同じであっても、最低供給価格が低くなるほど、供給価格点の差が大きくなる特徴があり、1事業者でもゼロプレミアム水準（3円/kWh）での入札があった場合には、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっていた。

$$\text{供給価格点} = (\text{公募参加者の最低供給価格} / \text{提案者の供給価格}) \times 120\text{点}$$

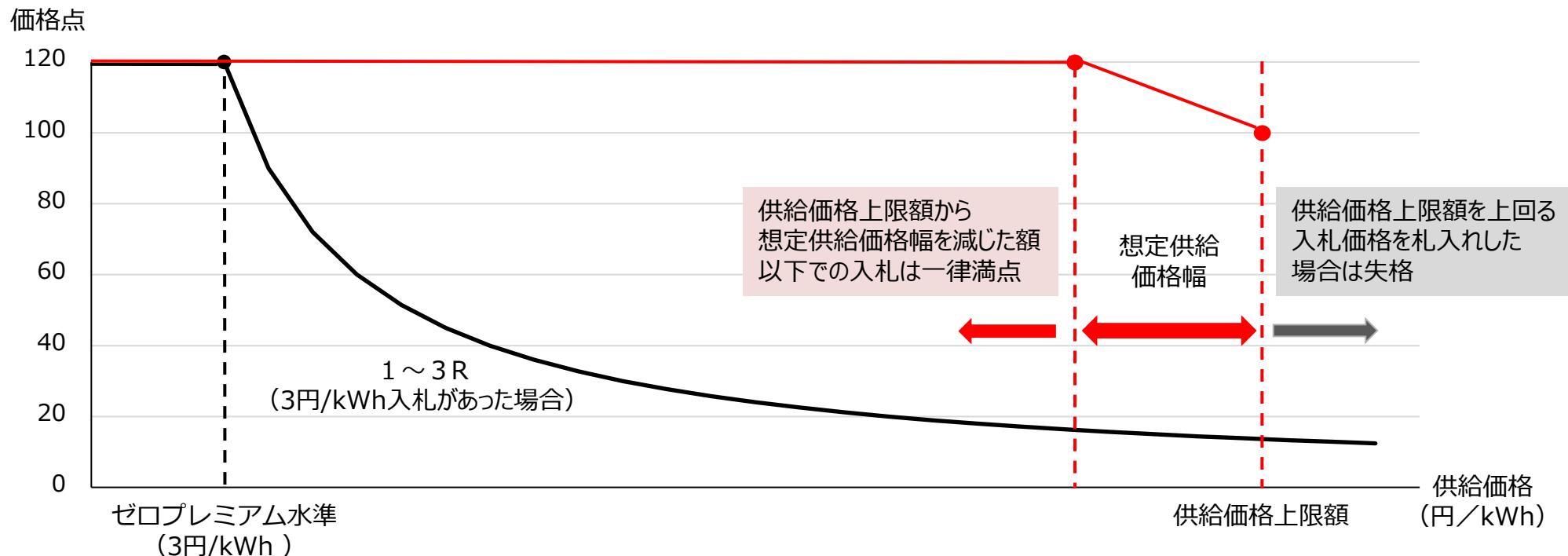
- 昨年の合同会議においては、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、ゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえ、収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靭な事業組成が促されるよう、価格評価点のあり方の見直しを行った。具体的には、過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値を準ゼロプレミアム水準として設定し、ゼロプレミアム水準での入札があった場合でも、事業実現性評価の点数によっては準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能となるよう、第2ラウンドにおける選定事業者と次点事業者の事業実現性評価点の点差の平均値である約16点を120点から引いた104点を価格点とした。
- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、世界的なインフレ等による大幅なコスト増加が生じていることに加え、それを賄うだけの高額な価格水準で長期PPAを締結できるオフティカーの確保は困難と考えられることから、事業の完遂のために、適切な供給価格での入札がされるよう価格点の設計を見直すことが不可欠である。
- そこで、「事業完遂のために必要と考えられる水準を前提とした上で、事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定した価格」と「供給価格上限額」の間の価格幅として、新たに想定供給価格幅を設定し、公開する。
- また、調達価格等算定委員会においては、電源共通の考え方として、自立化に向けた取組がなされ、特に効率的に事業が実施された場合においても、足下のコストデータ等の上昇が見られることを確認した上で、上昇分については適切に基準価格等へ反映することとしているところ、次回以降の公募における供給価格上限額についても、同様の方針の下で算定がなされる見込みである。供給価格上限額での入札に対しても一定の価格点を与えるとともに、その点数については、事業実現性評価点によっては、その差が価格点の差よりも大きくなり得るような点数とする。
- なお、昨年の合同会議及び調達価格等算定委員会において、投資額が大きく、総事業期間も長期間となる洋上風力への電源投資を確実に完遂させる観点から、FIP制度における基準価格を物価変動に連動させ、民間事業者のみでは取り切れないリスクの一部を制度側で、国民負担に中立的な形で引き受けるべく導入することとした価格調整スキームについては、引き続き次回の公募から適用することとする。

IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計（詳細）

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）
資料3より抜粋・黒字化

- 想定供給価格幅は、今後、洋上風力の産業基盤や長期PPA市場の成熟に伴って、運転期間の延長等による発電コストの更なる低減や長期PPAの締結先の確保等が可能となると見込まれることを踏まえ、各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定することとする。
- また、価格点については、供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の入札に対しては満点（120点）を与える。供給価格上限額での入札に対して付与する価格点は、各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定することとし、例えば黎明期である現時点では100点を与える。

※事業実現性では、迅速性(10点) + 高度な基準(55点) = 65点で差がつきやすく、最大20点の価格点の差よりも大きくなり得る。



V. 落札制限の適用

- 第1ラウンドの3海域（秋田2海域と銚子沖）において、同一の事業者が全海域を落札したことを受け、第2ラウンドにおいては、国内の洋上風力産業が黎明期にあることを踏まえ、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限を設けた。一方、第3ラウンドにおいては、全2海域の系統容量の合計が1.1GWであったことから、落札制限は適用しないこととした。
 - 今般、事業環境の変化等による建設費用の増加等により、第1ラウンドの撤退が生じたことを踏まえれば、今後、サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コストを低減していくことが必要であり、そのためには多数の事業者へ参入機会を与える必要がある。
 - そのため、次回以降の当面の公募においても、第2ラウンドと同様に、落札については公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限を適用することとする。具体的なルールは以下のとおり。
 - (i) 1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、1GWの基準を設ける。この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
 - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
 - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
 - ① 次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。
 - ② ①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。
- ※ 1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※ 2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※ 3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。

1. 今後の公募の参加資格停止について

- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、事業の実施に当たって遵守事項に違反した場合、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないと規定している。（次頁上段 第5章）
- 参加資格停止となる期間について、第2ラウンド以降の公募占用指針においては、当該ラウンドの公募参加資格について、公募占用計画の認定の取消しを受け、現に参加資格を認めないとされている者の参加を認めないとしている。その上で、公募参加停止期間を、公共工事における指名停止期間（中央公契連モデル）を準用し、不正行為等の内容や関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとなっている。ただし、公募参加資格停止期間中に公募が行われなかった場合、当該期間終了後の最初の公募は参加できないこととしている。（次頁下段 別添4）
- しかし、再エネ海域利用法に基づく公募は、公共工事と異なり、これまで1年に2ラウンド以上行われたことがなく、選定事業者が撤退した時点では、その後の公募スケジュールが明確でない可能性もあり得ることから、参加資格停止の期間を明示することの意味は乏しい。
- このため、今後、選定事業者が撤退した場合には、参加資格停止の期間を定量的に定めることはせず、その後初めて事業者選定が行われる公募（撤退時点で公募が開始しているものも含む。）に参加できることとする。
- また、参加資格停止の対象となる事業者について、第1～3ラウンドの公募占用指針においては、選定事業者（SPC）の場合は、公募占用計画に構成員として記載された者を含む。以下同じ。）としている。（次頁上段 第10章）
- しかし、選定事業者に限る場合、その親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社は次回の公募に参加できることとなり、選定事業者と当該親会社等の間で人員の異動が容易であることなどを踏まえれば、参加資格停止のペナルティの効果が限定的となる。
- このため、今後実施する公募の選定事業者が撤退した場合の参加資格停止の対象には、選定事業者だけでなく、選定事業者の親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社も含めるなど現行以上の規律を検討する。

※ただし、既に公募実施済みの第1～3ラウンドの事業については、入札時に上記の整理がされていなかったことから、参加資格停止の対象は選定事業者のみとする。

2. 地盤等のデータ提供

- 第1ラウンドの撤退の要因分析において整理したとおり、事業者による事業撤退は、再エネの導入量、地元関係者、洋上風力産業（サプライチェーン等）に悪影響を与える。
- こうした悪影響を軽減するためには、ある海域において事業撤退が発生した後、当該海域の再公募に、他の事業者が迅速かつ容易に参加することができるようにし、また、早期に再公募を実施することができるようにすることが望ましい。
- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、撤退した事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して提供するための規定は存在しない。
- 上記を踏まえ、今後実施する公募に係る公募占用指針において、選定事業者が撤退する場合は、当該事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して無償で提供することに関する規定を設ける。